



JASDAQ

平成23年8月10日

各 位

上場会社名 株式会社ウェブマネー
代 表 者 代表取締役社長 吉田 眞市
(コード番号 2167)
問合せ責任者 取締役管理部担当 大年 寿子
電 話 番 号 03 - 5733 - 8128

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項の付加に係る定款一部変更、全部取得条項付普通株式（下記「I. 1. (1) 変更の理由 ②」において定義いたします。）の取得、及び株主総会の招集権者等に係る定款一部変更について、平成23年9月7日開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項の付加に係る定款一部変更について、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社の完全子会社化のための定款一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）

(1) 変更の理由

平成23年7月12日付けプレスリリース「KDD I 株式会社による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等にてお知らせしておりますとおり、KDD I 株式会社（以下「KDD I」といいます。）は、平成23年6月13日から平成23年7月11日まで当社株式及び当社新株予約権を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施し、その結果、KDD I は、平成23年7月19日の決済開始日をもって当社普通株式58,421株（議決権所有割合：97.20%）を所有するに至りました。

(注) 議決権所有割合は、平成23年6月24日に当社が提出した第24期有価証券報告書に記載された平成23年3月31日現在の当社の発行済株式総数(62,330株)に平成23年7月1日の新株予約権の行使により発行された株式数1,900株を加算した株式数(64,230株)から同報告書に記載された平成23年3月31日現在の当社の保有する自己株式の数(4,129株)を控除した株式数(60,101株)に係る議決権60,101個を分母として計算しております。

KDD I の意向につきましては、同社の平成23年6月10日付けプレスリリース「株式会社ウェブマネー株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、KDD I は、従前より、au携帯電話を契約している顧客向けの決済サービスとして、コンテンツやサービスなどの購

入代金をauの通話料金と合算して支払うことができるキャリア決済サービス（auかんたん決済等）を提供してきたものの、顧客の決済手段に対するニーズは電子マネー、クレジットカードなど多様化しており、また、マルチネットワーク及びマルチデバイスの拡大により、顧客が様々なサービスを利用することが想定されるため、KDDIは、顧客の更なる利便性の向上のために、決済サービスを拡充することが不可欠だと考えていたところ、当社のサーバー管理型電子マネーは、特定のデバイスに依存せず、オープンなインターネット環境で利用され、また、プリペイドにて決済を提供するものであり、KDDIのキャリア決済サービスのマーケットや商流、あるいは顧客セグメントやニーズを補完する位置づけにあることから、KDDIは、当社をグループ会社化することにより、両者の決済サービスを統合的な決済プラットフォームとして提供することで、インターネットサービスのマーケット全体において、顧客にとって極めて利便性の高いサービスを実現することができ、さらに、当社を完全子会社とすることにより、統一かつ迅速な意思決定及び戦略実行が可能となり、KDDIと当社による相乗効果の最大化を図ることができるとの結論に至ったとのことです。

一方、当社といたしましても、平成23年6月10日付けプレスリリース「KDDI株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社は平成22年にはいり、オンラインゲーム市場に加え、新たにソーシャルゲーム市場が台頭し急拡大するとともに、電子書籍市場がクローズアップされるなど対象となるデジタルコンテンツ市場の成長がいつそう期待される一方で、スマートフォンなどの新端末の登場によりデジタルコンテンツ市場のグローバル化や、海外決済事業者の参入の可能性が急速に高まるなど、当社を取り巻く環境は一転して競争激化が進むものと判断しております。このような環境変化を受け、当社は持続的かつ安定的な企業価値の向上を実現するために、既存の電子マネー事業の強化・拡大を図り国内市場での足場を固めるだけでなく、新規事業の開発・展開、海外進出といった積極的な成長戦略の展開が必要であると考えております。しかしながら、このような積極的な成長戦略の展開に伴う先行投資等によって、短期的であるにせよ業績を悪化させるリスクがあり、株主様に対して多大なる影響を与える可能性も否定できず、成長戦略遂行のためには、国内事業のみならず海外事業においても成長戦略を持つKDDIの完全子会社として事業展開していくことが当社の中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、以下の①から③の方法（以下「本完全子会社化手続」といいます。）により、KDDIの完全子会社となることといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、当社において普通株式とは別の種類の当社株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に掲げられた事項についての定款の定めをいいます。以下同じ。）を付加する旨の定款変更を行います（全部取得条項が付加された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。
- ③ 会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の株主様（但し、当社を除きます。以下「本件株主様」といいます。）から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、KDDI以外の本件株主様に対して交付する当社種類株式が1株未満の端数となるように、取得対価として当社種類株式を交付します。このように交付される種類株式が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

「定款一部変更の件-1」は本完全子会社化手続のうちの上記①を実施するものであります。

具体的には、会社法上、全部取得条項の付加された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付加する旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、当社の定款の一部を変更して、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式として、「定款一部変更の件-1」においては、以下の内容のA種種類株式を設けることとしております。な

お、下記「全部取得条項付普通株式の取得の件」にてご説明申し上げますとおり、上記③における全部取得条項付普通株式の取得対価は当社A種種類株式としております。

会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従って、当社が臨時株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全て（但し、当社の保有する自己株式を除きます。）を取得した場合、上記のとおり、KDDI以外の本件株主様に対して当社が交付する取得対価である当社A種種類株式の数は、1株未満の端数となります。このように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従い、以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社は、上記のように本件株主様に交付することになる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社A種種類株式を、会社法第234条第2項の定めるところに従い、裁判所の許可を得たうえでKDDIに対して売却することを予定しておりますが、かかる売却により得られた代金を、上記のように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に対して、その有する端数に応じて交付することを予定しております。

なお、上記の1株未満の端数処理により本件株主様に交付される金銭の額については、当該売却の結果、本件株主様に交付されることとなる金銭の額が、本公開買付けにおける当社普通株式の買付け等の価格（1株あたり327,000円）に本件株主様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、190,000株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、190,000株とし、<u>普通株式の発行可能種類株式総数は189,960株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は40株</u>とする。</p> <p><u>(A種種類株式)</u></p> <p><u>第6条の2 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種残余財産分配額の分配後、残余する財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</u></p>

(新 設)	(種類株主総会)
	第16条の2 第12条乃至第14条及び第16条の規定は、 <u>種類株主総会にこれを準用する。</u>
	2 第15条第1項の規定は、 <u>会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>
	3 第15条第2項の規定は、 <u>会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>

2. 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-2」）

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件-1」においてご説明申し上げております本完全子会社化手続の②を実施するものであり、「定款一部変更の件-1」による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付加する旨の定款変更を行うものであります。「定款一部変更の件-2」が承認され、当該定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、下記「(2) 変更の内容」中の全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付される当社A種種類株式の割合は、KDDI以外の本件株主様に対して当社が割り当てるA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、0.00051351株としております。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力発生は、「定款一部変更の件-1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」について原案どおりご承認が得られること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更案の議案について原案どおりご承認が得られることを条件といたします。

また、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力発生日は、平成23年10月14日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

「定款一部変更の件-1」に係る変更後の定款	追加変更案
(新 設)	(全部取得条項)
	第6条の3 当社が発行する普通株式は、 <u>当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当該取得を行う場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、A種種類株式を普通株式1株につき0.00051351株の割合をもって交付する。</u>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件-1」の「(1) 変更の理由」においてご説明申し上げております本完全子会社化手続の③を実施するものであり、会社法第171条並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が本件株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、以下のとおり、取得対価として、「定款一部変更の件-1」に係る変更後の定款により新たに発行することが可能となる当社A種種類株式を交付するものであります。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」が承認された場合、KDD I以外の本件株主様に対して当社が交付する取得対価である当社A種種類株式の数は、1株未満の端数となります。このように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従い、以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、「全部取得条項付普通株式の取得の件」が承認された場合は、上記のように本件株主様に交付することになる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社A種種類株式を、会社法第234条第2項の定めるところに従い、裁判所の許可を得たうえで、KDD Iに対して売却することを予定しておりますが、かかる売却により得られた代金を、上記のように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に対して、その有する端数に応じて交付することを予定しております。

なお、上記の1株未満の端数処理により本件株主様に交付される金銭の額については、当該売却の結果、本件株主様に交付されることとなる金銭の額が、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格（1株あたり327,000円）に本件株主様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記(2)において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記録された本件株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行する当社A種種類株式を0.00051351株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成23年10月14日といたします。

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得の効力発生は、「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」について原案どおりご承認が得られること、本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更案の議案について原案どおりご承認が得られること、並びに「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力が発生することを条件といたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止

本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」、「定款一部変更の件-2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決され、また、本種類株主総会において「定款一

部変更の件-2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所の開設する市場である JASDAQ 市場（スタンダード）（以下「JASDAQ」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、平成23年9月7日から同年10月10日まで整理銘柄に指定された後、同月11日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を JASDAQ に おいて取引することはできません。

III. 株主総会の招集権者等に係る定款一部変更の件

1. 変更の理由

KDDI の子会社として、機能の適正化及び経営判断の迅速化を図るため、代表取締役が複数名選定される場合を想定して、複数の代表取締役が存在することを前提とする規定に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款又は「定款一部変更の件-1」に係る変更後の定款	(追加) 変更案
<p>(株主総会の招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>(株主総会の招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>各代表取締役</u>が招集する。<u>すべての代表取締役に</u>事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、<u>株主総会を招集した代表取締役</u>が議長となる。<u>当該代表取締役に</u>事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>各代表取締役</u>が招集し、<u>取締役会を招集した代表取締役</u>が議長となる。<u>すべての代表取締役に</u>事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>他の代表取締役及び</u>監査役会の同意を得て定める。</p>

IV. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日設定公告	平成 23 年 7 月 20 日（水）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日	平成 23 年 8 月 3 日（水）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の招集に関する取締役会決議	平成 23 年 8 月 10 日（水）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成 23 年 9 月 7 日（水）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件-1」）の効力発生日	平成 23 年 9 月 7 日（水）
当社普通株式の J A S D A Q における整理銘柄への指定	平成 23 年 9 月 7 日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式の交付に係る基準日設定公告	平成 23 年 9 月 8 日（木）
当社普通株式の J A S D A Q における売買最終日	平成 23 年 10 月 7 日（金）
当社普通株式の J A S D A Q における上場廃止日	平成 23 年 10 月 11 日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式の交付に係る基準日	平成 23 年 10 月 13 日（木）
全部取得条項の付加に係る定款一部変更（「定款一部変更の件-2」）の効力発生日	平成 23 年 10 月 14 日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付の効力発生日	平成 23 年 10 月 14 日（金）

V. 支配株主との取引等に関する事項

上記II. に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、平成23年6月30日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書Iの4に記載のとおり、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、親会社との取引に際しては、経営会議において多面的な検討、審議を行うことで適正かつ適法な条件にて取引することで、親会社を利するような取引を防止するとともに、「取締役会規程」に従い、当該取引を取締役会決議事項とすることで、経営の独立性を確保することを定めております。また、支配株主等との重要な取引の決定に際し、当該取引が少数株主にとっての不利益取引に該当するか否かにつき、客観的かつ公正な判断を行うことが重要であるとの考えに基づき、当該支配株主等と利害関係のない独立役員または社外役員からの意見のほか、必要に応じて、顧問弁護士、その他有識者の意見を事前に入手し、当該意見を踏まえ、当該取引につき、取締役会において慎重に検討、議論したうえで決議を行うこととしております（同報告書Vの2）。

本取得においては、上記II. 1. のとおり、A種種類株式の売却価格について、当該売却の結果、本件株主様に交付されることとなる金銭の額が、本公開買付けにおける当社普通株式の買付け等の価格（1株あたり327,000円）に本件株主様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるような価格に設定することを予定しておりますが、当社は、平成23年6月10日付けプレスリリース「KDD I 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、KDD I が本公開買付け及びその後に予定された本完全子会社化手続（以下「本取引」と総称します。）を経て、当社を完全子会社化することを企図していること、本完全子会社化手続として行われることが予定されている本取得において本件株主様に交付されることとなる金銭の額が、本公開買付けにおける当社普通株式の買

付け等の価格（1株あたり327,000円）に本件株主様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であることを前提に、平成23年6月10日に、取締役会において本公開買付けに賛同する旨の意見を表明する旨等の決議（以下「本賛同決議」といいます。）をするとともに、KDDIが本公開買付けにおいて当社の発行済株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、KDDIが本完全子会社化手続により当社を完全子会社化するために必要な協力をする旨の賛同契約をKDDIとの間で締結しており、その際、KDDI及び当社取締役会から独立した外部有識者3名から構成される第三者委員会から、（a）本取引の目的の正当性を疑わせる事情は見当たらず、本取引の実行により当社の企業価値の向上が見込まれると判断することには合理性がある、（b）本公開買付けにおける当社普通株式の買付け等の価格は公正なものと判断することは合理的な判断の範囲内である、（c）本取引においては、利益相反のおそれを防止するため、適切な措置が講じられており、これに従い本公開買付けに賛同する旨等の決議がなされた場合には、公正な手続によってなされたものと評価できる、（d）上記を踏まえると、当社取締役会が、少数株主にとって特段不利益なものではないと判断し、本賛同決議を行うことは、取締役として合理的な判断である旨を内容とする意見書を取得したほか、同プレスリリースの「2.（3）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じております。

当社取締役会は、以上を踏まえ、慎重に検討、議論したうえで、本取得が少数株主にとって不利益なものではないと判断しておりますので、本取得は上記指針に適合していると考えております。

なお、上記のとおり、当社は、本賛同決議に先立ち、本公開買付け後に本完全子会社化手続が行われる予定であることを前提に、第三者委員会から意見書を取得しておりますので、本取得に際し、支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて入手しておりません。

以 上